

岩手県からの連絡事項

水位周知河川指定5ヶ年計画について

1 水位周知河川指定5ヶ年計画について

水位周知河川については、平成29年3月時点において、県内で28河川32区間が指定となっていました。指定の拡大に向けて、平成29年12月に開催した協議会において、下表のとおり、計画を策定したところです。

【年次計画】

	指定河川	
2017 (H29)	2河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）
2018 (H30)	13河川	稗貫川（花巻市）、千厩川（一関市）、大川（一関市）、 松川（八幡平市）、胆沢川（奥州市）、諸葛川（滝沢市、盛岡市）、 雫石川（雫石町）、馬淵川（葛巻町）、北上川（岩手町）、 和賀川（西和賀町）、閉伊川（宮古市）、普代川（普代村）、 宇部川（野田村、久慈市）
2019 (H31)	2河川	岩崎川（紫波町、矢巾町）、人首川（奥州市）
2020	3河川	小本川（岩泉町）、安家川（岩泉町）、小鳥瀬川（遠野市）、
2021		刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）
合計	20河川	

※ H32、H33 に予定の小本川及び安家川は河川改修事業完了後に基準水位等の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

2 現在の状況等

平成30年度に予定の稗貫川などについては、現在、河川課において、指定に向けた検討を進めています。検討結果が固まり次第、関係機関に説明に伺います。

平成31年度に指定予定の人首川についても予算の状況を踏まえて、前倒しで検討を進めます。

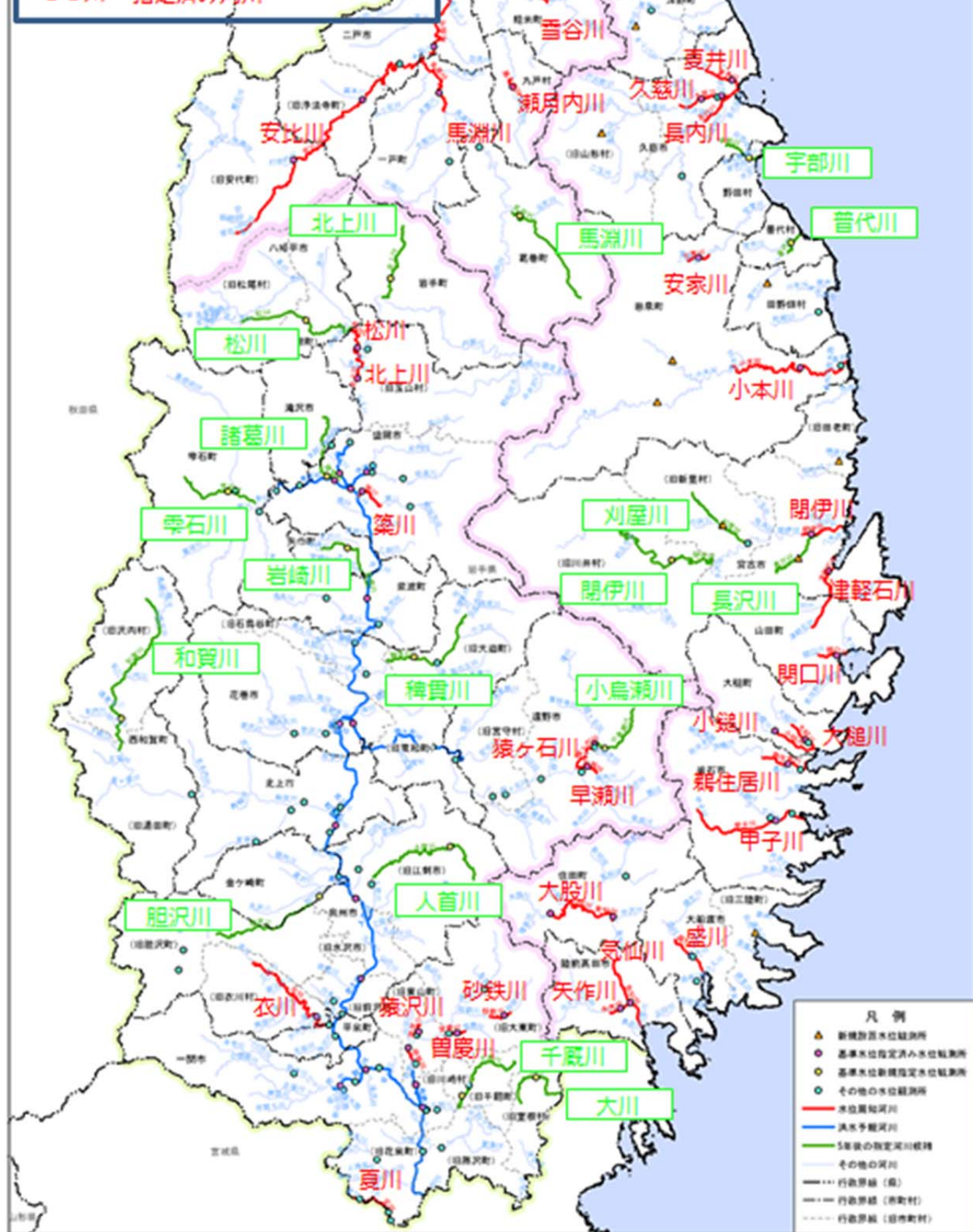
3 その他

水位周知河川指定後は、ホットラインの運用、タイムラインの作成等を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

水位周知河川の指定状況及び予定 (H29.12月現在)



- 〇〇川 今後5年間で指定予定の河川
- 〇〇川 指定済み河川



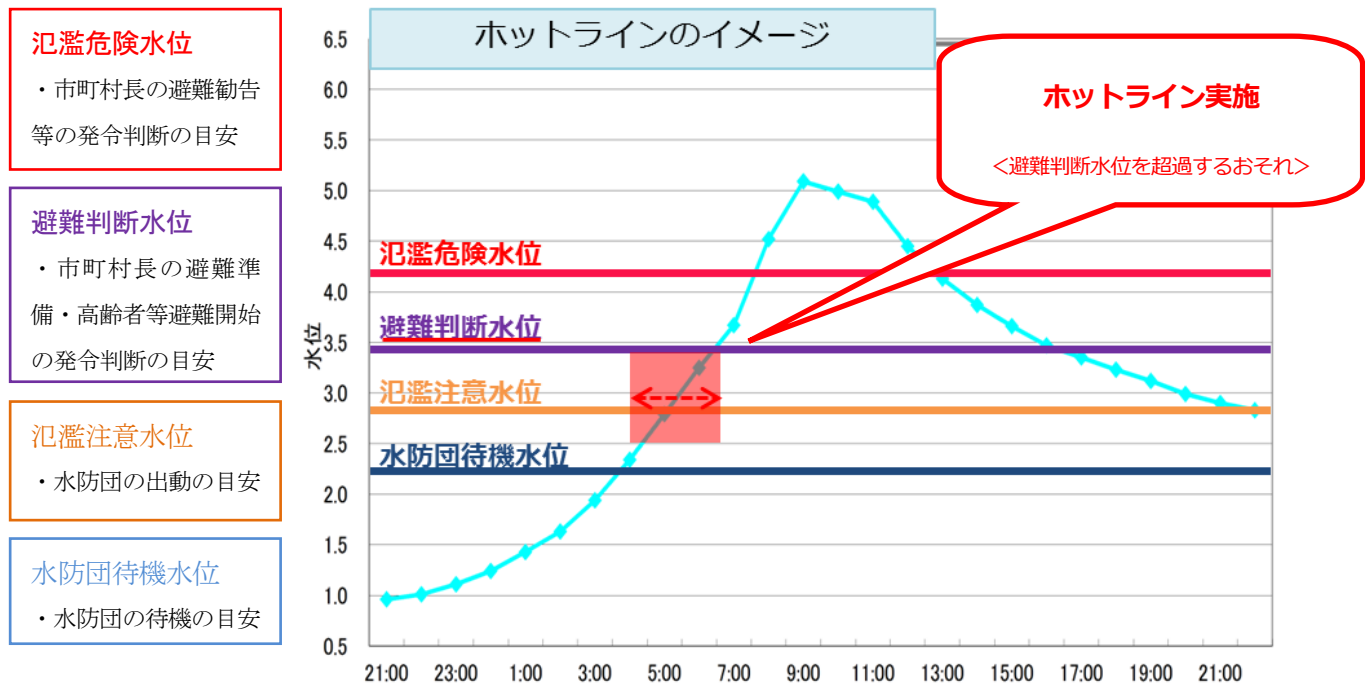
ホットラインの運用について

1 ホットラインの概要について

平成28年8月に発生した台風第10号による教訓を踏まえ、有事の際に限られた時間の中で、河川の情報を的確かつ確実に伝えることを目的とし、河川の水位が避難判断水位を超過するおそれがある場合等に、河川管理者（広域振興局土木部長等）から市町村長等へ直接電話連絡するホットラインの運用を、平成29年6月から開始し、住民の早期避難につなげる体制を強化しました。

現在、県内全ての水位周知河川30河川34箇所で開催しています。

平成29年度については、7月から5回の大雨及び台風時に、延べ26市町村へホットラインを実施しています。



2 ホットラインの完了報告等について

今年度においても、確実にホットラインができるよう、連絡体制の再確認をお願いします。

また、ホットラインを実施した際には、広域振興局土木部等は河川課へ連絡をお願いします。(実施河川、時刻、相手先、連絡内容等)

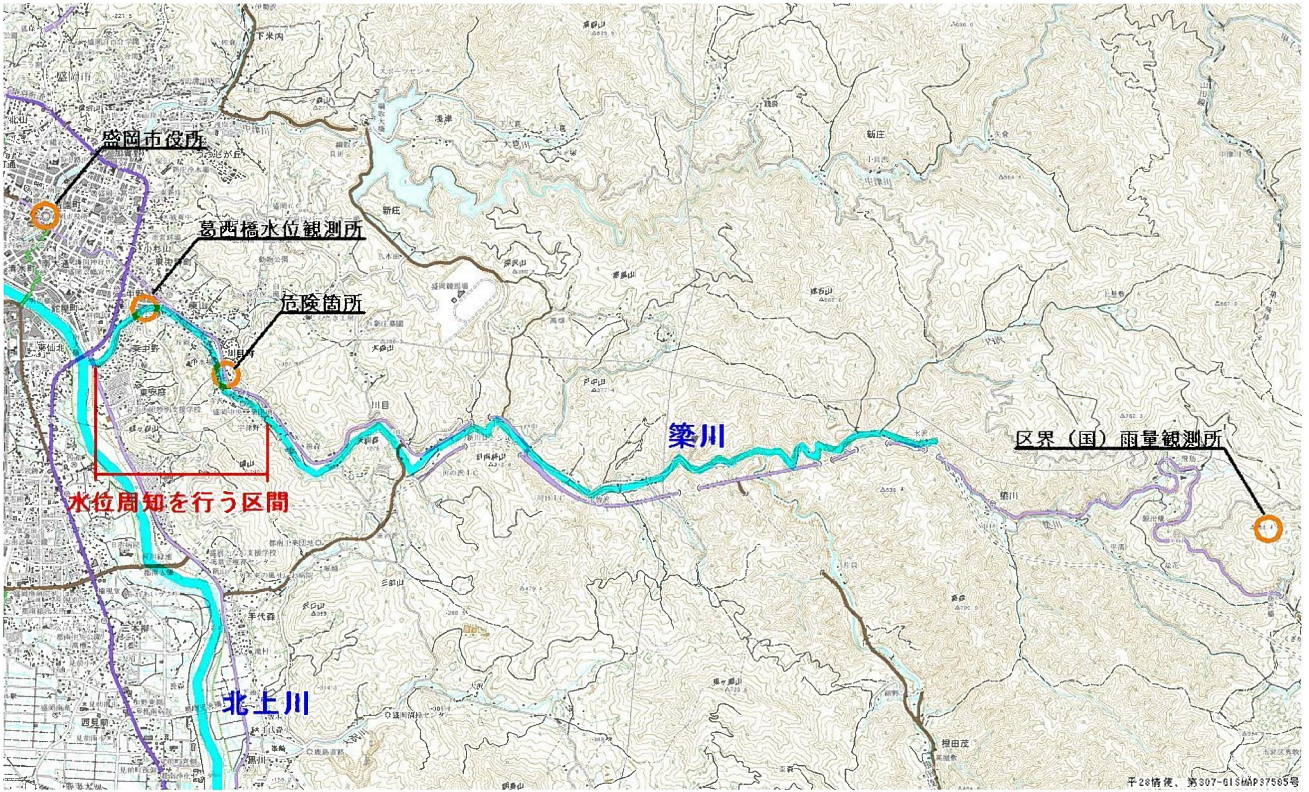
河川課では、ホットライン実施状況の報告を受け次第、岩手県災害情報システムにクロノロジー登録します。

3 その他

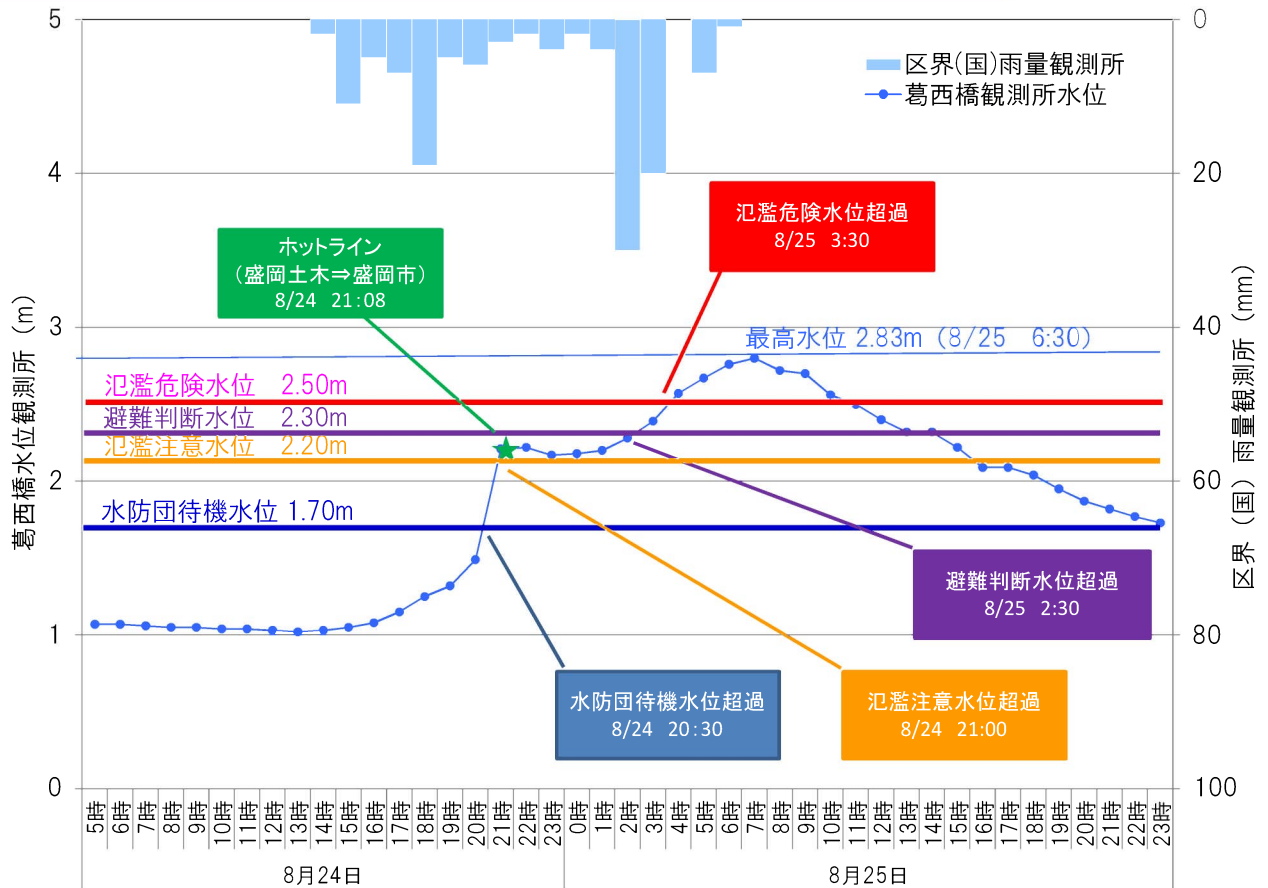
今後、新たに水位周知河川に指定した河川についてもホットラインの対象となりますので、連絡体制等の確立についてお願いします。

また、ホットラインの連絡者・連絡先に変更がある場合は、河川課まで連絡をお願いします。

築川(葛西橋)の水位周知河川の指定について



平成29年8月24日～25日の豪雨における築川(葛西橋)の水位状況等



タイムラインの作成について

1 現状

タイムラインは、関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、防災行動とその実施主体を時系列で整理した行動計画を作成するものです。

水位周知河川に指定の河川について、タイムラインを作成することとしており、現在、13市町村23河川において作成済みです。

未作成の市町村・河川においては、早期に作成の上、広域振興局土木部等に提出をお願いします。

2 タイムラインの対象

対象とする災害：台風の接近・上陸に伴う洪水

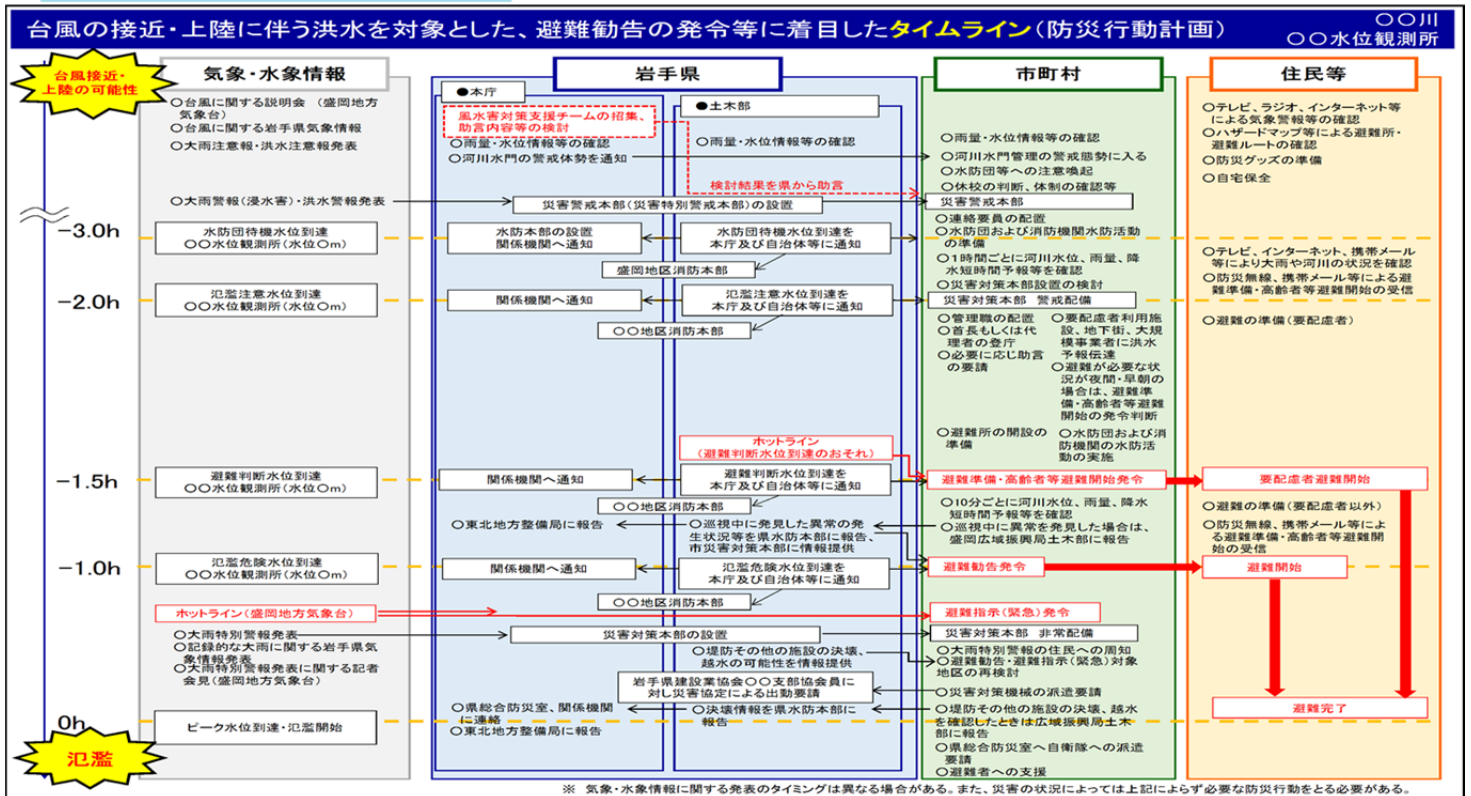
対象とする河川：水位周知河川に指定されている河川

3 その他

新たに水位周知河川に指定される河川については、タイムライン作成に向けた検討を進めていただき、可能な限り早期にタイムラインの作成をお願いします。

なお、既にタイムラインを作成済みの市町村・河川においては、災害時における運用結果や水防訓練等を踏まえて、タイムラインの見直しが必要となった場合は、県河川課まで連絡をお願いします。

タイムラインの作成例



洪水浸水想定区域指定5ヶ年計画について

1 洪水浸水想定区域指定5ヶ年計画について

水位周知河川に指定済みの河川について、今後5ヶ年において想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の指定を進める計画を策定したところです。

【年次計画】

		指定河川
2017 (H29)	15 河川	夏川（一関市）、築川（盛岡市）、北上川（盛岡市）、松川（盛岡市）、猿ヶ石川（遠野市）、早瀬川（遠野市）、砂鉄川（一関市）、曾慶川（一関市）、猿沢川（一関市）、衣川（一関市、平泉町）、馬淵川（二戸市、一戸町）、安比川（二戸市、八幡平市）、気仙川（陸前高田市、住田町）、大股川（住田町）、小本川（岩泉町）
2018 (H30)	4 河川	雪谷川（軽米町）、瀬月内川（九戸村）、甲子川（釜石市）、鵜住居川（釜石市）
2019 (H31)	4 河川	盛川（大船渡市）、閉伊川（宮古市）、矢作川（陸前高田市）、津軽石川（宮古市、山田町）
2020	4 河川	安家川（岩泉町）、久慈川（久慈市）、夏井川（久慈市）、長内川（久慈市）
2021	3 河川	大槌川（大槌町）、小槌川（大槌町）、関口川（山田町）、 <u>小本川（岩泉町）</u>
合計	30 河川	

※ 2021 年度に予定の小本川は河川改修事業完了後に洪水浸水想定区域の見直しを行うもの。

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

2 現在の状況等

平成 29 年度は、夏川について洪水浸水想定区域指定を指定済みです。そのほかに、砂鉄川等の指定も予定していましたが現地調査等に時間を要したため、今年度も引き続き検討を進めているところです。

検討結果が固まり次第、関係機関に説明に伺います。

3 その他

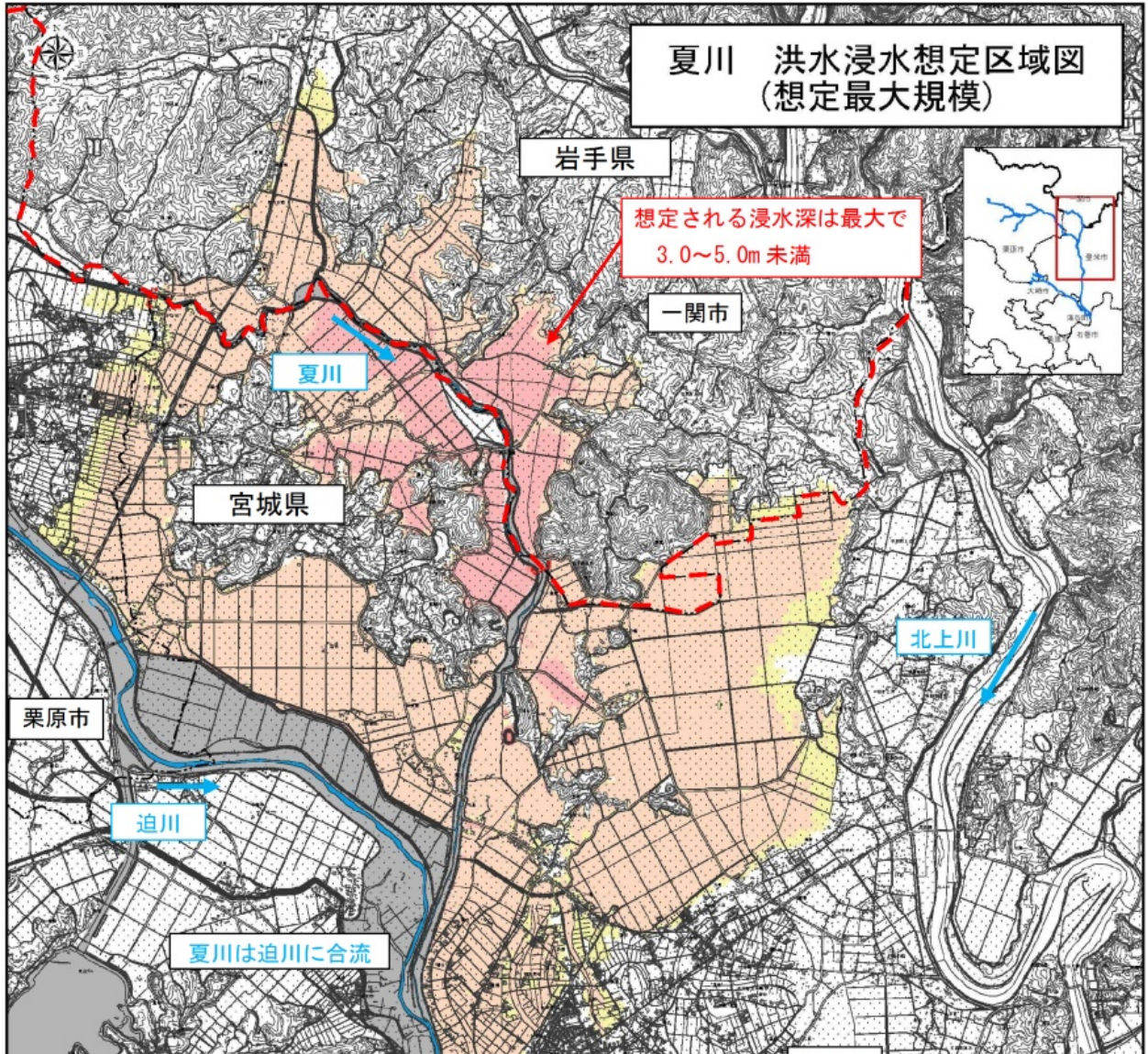
洪水浸水想定区域の指定後は、市町村の地域防災計画の見直しやハザードマップの作成について対応をお願いします。

なお、洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画に位置付けされた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化となっていますので、要配慮者利用施設の管理者への周知・指導について、よろしくをお願いします。

今年度から始まりました「講習会プロジェクト」への参加についても検討をお願いします。

洪水浸水想定区域の指定に際して、住民説明会等を開催する場合は、県河川課にご相談願います。

【洪水浸水想定区域図のイメージ】



水防法・土砂災害防止法の改正

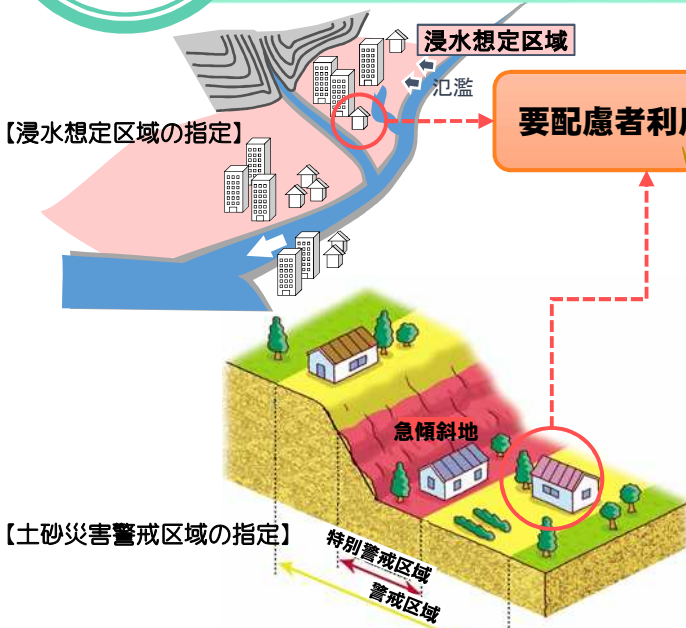
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【市町村】市町村地域防災計画の作成

- 例えば
- | | | |
|--|---|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 ・身体障害者社会参加支援施設 ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・障害福祉サービス事業の用に供する施設 ・保護施設 ・児童福祉施設 ・障害児通所支援事業の用に供する施設 ・児童自立生活援助事業の用に供する施設 ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設 ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設 ・児童相談所 ・母子・父子福祉施設 ・母子健康包括支援センター 等 | <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校（高等課程を置くもの） 等 | <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所 ・助産所 等 |
|--|---|---|

これら施設の**名称**及び**所在地**

➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

1

避難確保計画作成の支援

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、ご確認ください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等**には、施設管理者等に対して、**水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る**ことが望まれます。
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2

避難確保計画の確認

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を掲載していますので、ご確認ください。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

3

避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は**、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4

避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



職員や利用者への学習会



法改正に関する
問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局

TEL : 03-5253-8111 (代表)

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

平成29年3月31日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
北海道	815	71
青森県	627	156
岩手県	415	25
宮城県	806	127
秋田県	260	77
山形県	378	17
福島県	379	8
茨城県	370	69
栃木県	280	59
群馬県	643	49
埼玉県	1,896	231
千葉県	735	49
東京都	1,278	110
神奈川県	2,278	74
山梨県	253	99
新潟県	1,741	274
富山県	594	11
石川県	460	2
長野県	680	96
岐阜県	1,174	258
静岡県	822	32
愛知県	1,980	26
三重県	415	60
福井県	794	31

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数
滋賀県	441	34
京都府	1,606	176
大阪府	4,875	29
兵庫県	2,136	121
奈良県	177	11
和歌山県	807	29
鳥取県	213	29
島根県	489	50
岡山県	1,417	31
広島県	711	49
山口県	405	93
徳島県	561	61
香川県	784	85
愛媛県	654	83
高知県	364	72
福岡県	773	20
佐賀県	372	3
長崎県	80	5
熊本県	429	29
大分県	529	0
宮崎県	393	25
鹿児島県	78	24
沖縄県	5	2
47	38,372	3,072

(平成30年1月19日掲載)

国水環防第 32 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県水防担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会プロジェクト
を通じた取組促進について（通知）

平素より、水防行政の推進にご高配賜りお礼申し上げます。

洪水浸水想定区域内にあり、市町村の地域防災計画に記載された要配慮者利用施設においては、水防法に基づき避難確保計画の作成が義務づけられているところであり、施設における計画の作成が進むよう各市町村において取り組みを加速していただく必要があります。

このため、国土交通省では、施設管理者等に対して計画作成上のポイントや作業の進め方等を解説し、各施設における計画作成上の課題や取組を共有することで、実効性のある計画作成を促進する取組として「講習会プロジェクト」を立ち上げ、三重県及び津市と連携し、昨年試行したところです。

今般、各市町村において同様の取組が図れるよう、試行した結果を「避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル」として取りまとめ、別添のとおり国土交通省 Web ページに掲載しました。

については、要配慮者利用施設における効果的・効率的な計画作成を図るための方策として、本マニュアルを管内市町村へ周知いただくとともに、本方策の活用等により、各施設における計画作成が促進されるよう取り計らい願います。

なお、市町村において講習会プロジェクトを実施する際には、貴都道府県をはじめ、河川管理者等の関係者の協力が得られるよう、大規模氾濫減災協議会なども活用し、市町村への支援をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

課長補佐 小川（内線 35439）

津波水防係長 大山（内線 35457）

T E L : 03-5253-8111（代表） F A X : 03-5253-1603

(別添)

「避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル」掲載場所

- ・ 国土交通省ホームページ
 - 「政策情報・分野別一覧」中の「水管理・国土保全」
 - 「防災」
 - 「防災」中の「災害から身を守るために事前に知っておくべき知識」中の「自衛水防（地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場での対策等）」
 - 「要配慮者利用施設の浸水対策」

URL：

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

- ・ 掲載内容：
 - 避難確保計画作成に係る講習会の企画調整・運営マニュアル
 - 参考資料（三重県津市における講習会資料）

水位計設置5ヶ年計画について

1 水位計設置5ヶ年計画について

水位周知河川に指定をしたいが、水位計が未設置の河川について、設置を進めることとし、下表のとおり、計画を策定したところです。

【年次計画】

	水位計設置河川	
2017 (H29)	1 河川	小本川（岩泉町）
2018 (H30)	4 河川	刈屋川（宮古市）、長沢川（宮古市）、久慈川（久慈市）、 葛根田川（雫石町）
2019 (H31)	3 河川	浦浜川（大船渡市）、普代川（田野畑村）、大野川（洋野町）
2020	3 河川	田代川（宮古市）、川尻川（洋野町）、大川（岩泉町）
2021		
合計	11 河川	

※ 年次計画は予算の状況等により変更があるもの。

※ 3021年度は、2022年度以降の水位周知河川の指定計画を踏まえて水位計設置個所を決定するもの。

2 現在の状況等

平成30年度に予定している葛根田川は、水位計の設置個所を概ね決定し、現在工事発注に向けた手続きを進めています。

危機管理型水位計の設置について

1 危機管理型水位計について

通常の水位計は設置費等が高額であることから、全国的にも中小河川への設置が進んでいなかったため、国土交通省が、洪水時の水位観測に特化した安価な水位計を開発したものです。

危機管理型水位計は1基当たり100万円以下、5カ年は無給電で稼働、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。

2 岩手県における設置方針

危機管理型水位計は、水位計が未設置の河川など、県内に約300基を設置する予定です。原則、橋梁への添架とし、平成30年度内に全箇所を設置・水位情報の公開を行う見込みです。

3 その他

危機管理型水位計は、8月頃から順次設置する予定です。

設置に当たり、橋梁への添架に係る協議が必要となりますので、設置橋梁の図面等について、広域振興局土木部等に提供をお願いします。

危機管理型水位計で観測した水位情報は、専用のホームページで閲覧することとなります。

なお、市町村において危機管理型水位計を設置し、上記の専用ページにより水位情報の公開を希望する場合は、国・県等で構成する協議会への参画が必要となりますので、河川課までご相談をお願いします。

【閲覧画面イメージ】

③水位計詳細画面（ハイドログラフ）



④水位計詳細画面（河川横断図）



あなたのまちに水位計を

～低コストで洪水時の観測に特化した水位計が導入できます～



避難勧告等の発令や住民の避難に役立つ水位情報を提供できます

● 初期費用

危機管理型水位計 100万円以下/台※



▶ 電池等で5年間稼働、
メンテナンスフリー

※機器本体のみ。取付け用付属物や設置費用を除く



● ランニングコスト

・ 通信費 (SIM) } 月々950円～
・ システム運営費 } /台



危機管理型水位計運用協議会
が運営

新たなIoT技術を活用し、
安価で使いやすい
システムを開発

危機管理型
水位計

洪水時に
観測開始

設定水位



伊勢市の声

(平成30年度に危機管理型水位計を設置予定)

伊勢市では平成29年10月の台風21号による甚大な浸水被害を受け、河川水位の情報発信を強化するため、平成30年3月19日に設立された危機管理型水位計運用協議会へ参加し、危機管理型水位計を活用した取組みを進めています。

協議会参加により水位計の調達や、システムの構築等の様々な技術的な援助を受け、危機管理型水位計の設置と運用による避難体制の確立を進め、市民の安全な暮らしにつなげていきたいと考えています。

■危機管理型水位計とは

革新的河川技術(管理)プロジェクトにより開発した、洪水時の観測に特化した水位計です。洪水時の観測に特化すること、携帯通信網を利用すること、汎用部品を活用することにより、大幅にコストダウン・サイズダウンを図ったものです。

5年間無給電(電池等で稼働)、メンテナンスフリーが標準仕様となっています。



現場実証実験第一弾(鶴見川水系 鳥山川)



現場実証実験第二弾※寒冷地仕様(最上川水系)

■危機管理型水位計運用協議会とは

水位計のデータを処理、配信、表示するシステムを共同で運用するために設立した協議会(国11機関, 33道府県, 11市町/平成30年5月18日現在)。

- ①共同運用により水位計の運用コストを大きく削減
- ②水位データを一括して見える化
- ③初めて水位計を設置する市町村への支援

協議会に参加すると、危機管理型水位計を低コストで効率的・効果的に運用することができます。



●市町村が水位計(1台)を運用する場合のコスト試算

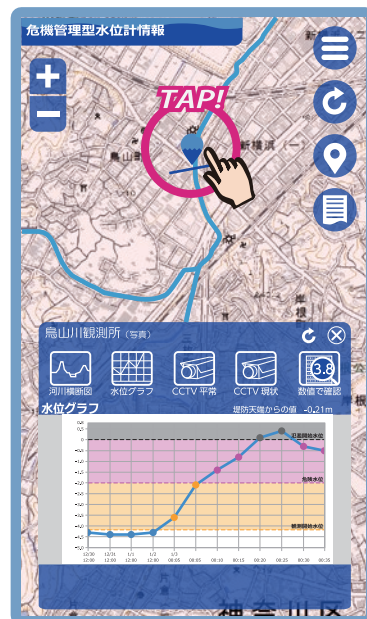
		水位計1台あたりの 使用料金(円/年)	備 考
初期設定費用		2,000	初期登録時のみ
基本料金		3,000	100台ごとに200円引き
使用料金	システム使用料金 (通信回線費含む)	8,400~	月額700円~ ・通信回線量 :月1,500KBまで ・水位データ :月1,000件のデータ受信まで

年間使用料金の合計
11,400円~/年

月々
950円~/台

- ※ 料金には、水位計本体、水位計の設置等に関する費用は含まれません。
- ※ 料金設定は、今後の運営状況、追加機能等を踏まえ、随時見直されることがあります。
- ※ 料金は税抜きです。詳細については各契約の条件によります。
- ※ 通信回線は、水位計1台につき1回線を使用する想定です。

●提供画面イメージ



※開発時の画面イメージであり変更される可能性があります

問合わせ先

危機管理型水位計運用協議会運営事務局

〒102-8474 東京都千代田区麹町一丁目三番地(ニッセイ半蔵門ビル)

一般財団法人河川情報センター

電話 03-3239-2641 FAX 03-3239-0929

e-mail kss-kikaku@river.or.jp

河川監視カメラの画像配信について

河川課

県管理河川における水位監視体制が強化されます！！

～ 岩手県河川情報システムより河川の水位の監視が可能に ～

近年の台風や洪水被害を踏まえ、河川の状況を確認できる画像の配信を平成30年3月から開始しました。カメラは平成28年台風第10号被害の大きかった岩泉町の小本川、安家川などを含む県で管理する全ての水位周知河川29河川31箇所に設置しました。カメラ画像は、「岩手県河川情報システム」から閲覧することが可能ですので、ぜひ御覧ください。

直接現場へ出向くことがなくても、河川の水位状況を視覚的に把握することができますので、洪水から身を守るための、情報収集の一つのツールとして活用いただければと思います。

岩手県河川情報システム

①インターネットから「岩手県河川情報システム」を検索

URL : <http://kasen.pref.iwate.jp/iwate/servlet/Gamen30Servlet>

を検索し、下記トップ画面を開く。サイト右上の「カメラ画像」をクリック。

The screenshot shows the website interface for the Iwate Prefecture River Information System. At the top, there are navigation tabs: 'トップ' (Home), '観測位置図' (Observation Map), '水位' (Water Level), '雨量' (Rainfall), 'ダム諸量' (Dam Data), '水防警報' (Flood Warning), and 'カメラ画像' (Camera Images). Below the tabs is a map of Iwate Prefecture divided into regions like '盛岡地区', '花巻地区', '北上地区', etc. A table on the right displays various monitoring status reports, all indicating '発表はありません' (No reports published). The table includes categories like '避難判断水位超過情報', '水防警報', '基準雨量超過情報', '大雨警報洪水警報', and '土砂災害警戒情報'. On the left, there is an 'お知らせ' (Notice) section with a date of 2018年03月05日 and a QR code for mobile access.

② 下記画面中の画像を見たい箇所のカメラをクリック。



③ 水位監視カメラの画像を確認できる。(画像は10分間隔で更新します)

岩手県 河川情報システム 用語集 >> リンク集 >> 更新

トップ | 観測位置図 | 水位 | 雨量 | ダム諸量 | 水防警報 | カメラ画像

カメラ画像 (1/2) | ページ切替: < 前ページ | 次ページ > | 観測所: 赤鹿 | 表示間隔: 1時間 | 10分 | 観測時刻: 2017年06月26日 19時00分

所在地 岩泉町斐字赤鹿 1 3 番 2 設置位置 >>

河川名	小本川
観測所名	赤鹿
堤防高	4.870
氾濫危険水位	1.80
避難判断水位	1.60
氾濫注意水位	1.30
水防団待機水位	0.90
月/日 時:分	水位 (m)
06/26 19:00	0.68
06/26 18:00	0.68
06/26 17:00	0.67
06/26 16:00	0.67
06/26 15:00	0.67
06/26 14:00	0.67
06/26 13:00	0.67
06/26 12:00	0.67
06/26 11:00	0.67
06/26 10:00	0.67
06/26 09:00	0.66
06/26 08:00	0.66

水位[m] 現在の水位は、0.68 mです。

--- 堤防高	4.870(m)
--- 氾濫危険水位	1.80(m)
--- 避難判断水位	1.60(m)
--- 氾濫注意水位	1.30(m)
--- 水防団待機水位	0.90(m)

提供: 岩手県国土整備部河川課 〒020-8570 岩手県盛岡市丸10番1号 電話番号019-651-3111 (内線5903) [お問合せ >>](#)

平成 30 年 4 月 5 日
県土整備部河川課

公募型土砂撤去制度の運用開始について

岩手県では、河川の土砂堆積箇所において砂利採取を実施する民間業者を公募する「公募型土砂撤去制度」を平成 30 年度から開始します。

本制度における砂利採取に係る河川産出物採取料(※1)は免除とし、河川の流下能力向上と砂利資源の有効活用を図ることで、河川管理者と民間の砂利採取業者の双方にメリットのある取組みを推進しようとするものです。

※1 河川流水占用料等徴収条例第 2 条（別表第 4）に規定される、河川法第 25 条の土石等の採取の許可を受けた者が納付する採取料（例、切り込み砂利 1 m³までごとに 120 円）

1 公募型土砂撤去制度の目的

河川における土砂の堆積が進行すると、河道を狭め水害を誘発する危険性が高まるため、土砂堆積箇所における砂利採取を公募により促進することで、効率的に水害リスクの軽減につなげるとともに、砂利資源の有効活用を図るものです。

2 公募型土砂撤去制度の概要

公募により決定した撤去予定者は、必要な許認可(※2)を受けた上で、あらかじめ河川管理者が指定した箇所の砂利採取を実施します。採取実施後は、河川管理者が完了確認を行います。

本制度による土石等の採取に係る河川産出物採取料は免除となります。

その他概要については、別紙を御参照ください。

※2 河川法第 20 条の河川管理者以外の者の施行する工事等の承認、同法第 25 条の土石等の採取許可及び砂利採取法第 16 条の採取計画の認可

3 実施時期・公募方法

平成 30 年 4 月以降、各広域振興局土木部・土木センターにおいて、位置図及び平面図上に公募箇所を示した上、募集要項を順次ホームページに掲載していきます。

現 状

- ・ 近年の豪雨災害の局地化・激甚化
- ・ 全国でゲリラ豪雨が頻発
- ・ 平成28年の台風第10号等により土砂の堆積箇所が増加

県の取組と課題

- ・ 県では、堆積土砂を撤去する必要のある箇所について、5年間で河道掘削工事を実施していく計画を策定している。
- ・ 限られた予算の中、より迅速かつ効率的に堆積土砂対策を推進していく必要がある。



民間活力を生かした土砂撤去スキームの導入

河川管理者が選定した区間で砂利採取を実施する民間企業を公募し、堆積土砂の撤去の推進及び資源の有効活用を図る「公募型土砂撤去制度」を導入する。

○公募手続きの流れ

公募箇所の選定、公募開始

撤去申込みの受付

撤去予定者の決定、
許認可^(※)手続き

土砂撤去の実施、完了検査

○応募者のメリット

- ・ 撤去した砂利は**骨材資源等に利用できる**。
- ・ 河川産出物**採取料が免除**される。
- ・ 河川管理者が実施する測量の成果や現場調査結果を利用でき、**許認可手続きが省力化**される。

※河川法第20条の承認、第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を要します。

制度導入による効果

- ・ 河川の治水安全度の向上が図られ、地域の水害対策につながる。
- ・ 県が実施する河道掘削工事に要する費用の縮減が期待される。

●北上川上流洪水減災対策協議会 ソフト対策進捗状況一覧

公所名	市町村名	河川名	観測所名	水位周知河川	水位監視カメラ	ホットライン	タイムライン	洪水浸水想定	
				指定年月日	供用年月日	運用年月日	運用年月日	計画規模 指定年月日	想定最大規模 指定年月日
盛岡	盛岡市	築川	葛西橋	2008/7/8	2018/3/9	2017/6/1	2018/1/11	(2018年度予定)	(2018年度予定)
盛岡	盛岡市	北上川	船田橋(国)	2016/3/29	2018/3/9 (国交省カメラ)	2017/6/1	2018/1/11	(2018年度予定)	(2018年度予定)
岩手	岩手町		下苗代沢	(2018年度予定)					
盛岡	盛岡市	松川	古川橋(国)	2016/3/29	2018/3/14	2017/6/1	2018/1/11	(2018年度予定)	(2018年度予定)
岩手	八幡平市		田頭	(2018年度予定)					
盛岡	雫石町	雫石川	春木場(国)	(2018年度予定)					
盛岡	雫石町	葛根田川	(2018年度 新設予定)						
盛岡	盛岡市	諸葛川	諸葛橋	(2018年度予定)					
	滝沢市								
盛岡	紫波町	岩崎川	北矢幅	(2019年度予定)					
	矢巾町								
花巻	花巻市	稗貫川	大迫	(2018年度予定)					
北上	西和賀町	和賀川	湯田(国)	(2018年度予定)					
遠野	遠野市	猿ヶ石川	駒木	2011/3/29 (H23)	2018/3/9	2017/6/1	2018/3/29	2014/6/24 (2018年度予定)	(2018年度予定)
遠野	遠野市	早瀬川	上早瀬橋	2011/3/29 (H23)	2018/3/9	2017/6/1	2018/3/29	2014/6/24 (2018年度予定)	(2018年度予定)
遠野	遠野市	小烏瀬川	福泉寺橋	(2020年度- 2021年度予定)					
県南	奥州市	人首川	岩谷堂	(2019年度予定)					
県南	奥州市	胆沢川	胆沢川橋	(2018年度予定)					
県南	奥州市	衣川	川西橋(国)	2016/8/5	2018/4/20	2017/6/1	2018/2/21	(2018年度予定)	(2018年度予定)
一関	平泉町					2017/6/1	2018/1/16		
一関	一関市	夏川	佐沼(宮)	2008/7/8	2018/3/9 (宮城県カメラ)	2017/6/1	2018/1/16	2015/3/6 2017/6/16	2017/6/16
千厩	一関市	砂鉄川	川内	2005/6/24	2018/3/9	2017/6/1		2015/3/6 (2018年予定)	(2018年度予定)
千厩	一関市		十二木橋(国)	2014/3/31	2018/4/6	2017/6/1		2015/3/6 (2018年予定)	(2018年度予定)
千厩	一関市	猿沢川	西本町	2016/5/6	2018/3/9	2017/6/1		(2018年度予定)	(2018年度予定)
千厩	一関市	曾慶川	摺沢	2016/5/6	2018/3/9	2017/6/1		(2018年度予定)	(2018年度予定)
千厩	一関市	千厩川	神ノ田	(2018年度予定)					
千厩	一関市	大川	折壁	(2018年度予定)					